



## PTAの規約について

こんにちは。PTA会長 井上です。ようやく春を感じる季節になってきました。皆様いかがお過ごしですか。季節の移り変わりは体調を崩しやすいものです。どうぞご自愛ください。

さて、今回はPTAの規約についてのお話しです。

現在、「役員の任期は2年」、「部員・地区役員の任期は1年」で運営されています。しかし、「葦高小学校父母と教師の会会則」の第10条に「役員の任期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。」と記載されており、これに沿うと「役員」も「部員」も任期は1年となります。

**第10条** 役員の任期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。  
[次期の役員選出までは、その任務を行う。]

「役員」は校外での様々な行事の企画、準備、参加等しており、1年任期だと、次年度の役員は現場経験ゼロで、口頭や紙資料だけの引継ぎとなり結構心配です。なので、2年目役員が1年目役員と共に行動して引き継いでいく今のスタイルがベストなのです。

しかし、「現在の任期」と「会則」には相違があるので、この一部分は変更したいと考えております。

そして、会則第13条に記載してある「会費」の部分。

**第13条** 本会の経費は、会費・事業収益・寄付金・その他の収入をもってあてる。  
会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。  
◎ 会費 1世帯 月額300円

現在、1世帯につき月額300円を会員の皆様から、納入いただいております。しかし、児童1人のご家庭と児童2人のご家庭と、児童3人のご家庭。どの世帯でも一律同額では平等ではないと感じました。

第9条	役員等の任務は、次のとおりとする。 1 会長は、会を代表し、会務を統轄し、会長の議長となる。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。 3 監査委員は、会計及び会務執行状況を監査する。 4 部長は、各部会を統轄し、部の運営にあたり、役員会に出席する。 5 本会を代表して校外で行われる会に出席するときには、旅費の一部を支給する。
第10条	役員の任期は、1年とする。ただし、重任を妨げない。 [次期の役員選出までは、その任務を行う。]
第11条	本会の会議は、次のとおりとする。 1 総 会 毎年1回以上会長が招集し、本会の重要事項を審議し決定する。 2 役員会 毎学期2回以上会長が招集し、本会の運営、事業活動などについて協議する。 3 部 会 必要に応じて部長が招集し、部の運営を協議する。
第12条	会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。
第13条	本会の経費は、会費・事業収益・寄付金・その他の収入をもってあてる。 会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。 ◎ 会費 1世帯 月額300円
付 則	この会則は、平成7年4月1日より施行する。 平成10年4月1日 一部改正 平成13年4月1日 一部改正 平成17年4月1日 一部改正 平成19年4月1日 一部改正 平成22年4月1日 一部改正 平成24年4月1日 一部改正 平成29年4月1日 一部改正 平成30年4月1日 一部改正 令和 2年4月1日 一部改正

(葦高小学校父母と教師の会会則の一部)

しかし、「1世帯月額300円」から「児童1人につき月額300円」とすれば、会費収入が大幅増となる可能性があります。それは避けて、現在の会費収入と同額レベルになるように精査しております。そして「会費」についての会則変更も総会にて会員皆様のご承認が必要となります。(※議決は出席者の過半数をもって決定します。)

次回の総会(令和6年4月下旬頃)にこの2点の会則変更(案)を上程する予定です。どうぞ皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。